

議員提出議案第3号

骨髄移植等のドナーに対する支援の充実に関する意見書

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法の一つです。そして、移植に必要な骨髄等の確保のため、広く一般の方に対して善意による骨髄等の提供を呼び掛ける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に基づいて実施されている事業となります。

同事業における平成28年5月末現在のドナー登録者数は46万人を超え、ドナーと国内患者とのHLA（白血球の型）の適合率は9割を超えている一方で、実際に移植に至るケースは6割未満にとどまっています。これは、ドナーの健康上の問題のほか、骨髄等の提供に伴う通院や入院等のための休暇の取得について、ドナーを雇用している事業者ごとに対応が異なること等の要因によるものと考えられます。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に伴う通院や入院等に必要となる交通費、医療費等について、ドナーの費用負担はありません。また、万一、骨髄等の提供に伴い健康被害が生じた場合のために、公益財団法人日本骨髄バンクによる補償制度が用意されるなど、ドナーの負担軽減に関する様々な取組が行われています。

しかし、ドナーが骨髄等の提供に伴う検査や入院等により仕事を休んだ場合の補償は、現在行われていないことから、ドナーが経済的な不安や負担を抱えることなく、安心して骨髄等を提供できる仕組みづくりが必要となっています。

よって、国においては、このような現状を踏まえ、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、以下の事項について早期に実現するよう強く求めます。

- 1 国が事業主等に向けて策定した「労働時間等見直しガイドライン」の中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずること。
- 2 ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等により休業する場合の補償制度の創設を含めた、ドナー休暇の法制度化について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月17日提出

提出者 さいたま市議会議員 鶴崎敏康

	同	高野秀樹
	同	上三信彰
	同	山崎章
賛成者	さいたま市議会議員	帆足和之
	同	高柳俊哉
	同	井上伸一
	同	神田義行